

篠栗町議会システム更新業務委託

公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、篠栗町議会における円滑な議事運営と町民への情報発信の充実を実現するため、議場等の老朽化した音響・映像システム等の機器更新、再構築を行う。また、現在傍聴できない委員会の内容を別室で視聴できるように映像機器や配線の整備や、インターネット配信サービスも合わせて更新することで、議会活動の活性化と町民へのより開かれた議会の実現を図ることを目的とする。

なお、今回のプロポーザルは、議会システムの更新の導入及び保守業者を選定するものであり、導入費用の支払については導入業者決定後に、導入費用は5年リース契約の入札を別に実施し、その入札落札業者からプロポーザル選定決定業者に支払うものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

篠栗町議会システム更新業務委託

(2) 業務内容

別添「篠栗町議会システム更新業務委託 仕様書」のとおり

(3) 業務期間

本業務の期間は、本契約締結日の翌日から令和12年3月31日までとする。

なお、リース契約については、令和11年12月31日までとし、町への無償譲渡後の保守業務については、令和12年3月31日までとする。

ただし、12月定例会初日に間に合うよう令和6年11月29日の引渡しとする。

また、引渡し日から令和6年12月27日までは、業務等の完了確認または検収期間とし、リースの始期は令和7年1月1日からとする。

3 予算額（提案上限額）

¥60,109,500円（消費税額及び地方消費税額を含む）。

4 実施形式

広くプロポーザルへの参加者を募集し、当該公募に応じて申込みがあった者のうち、当該プロポーザルへの参加資格要件を満たす者から企画提案を求める「公募型」とする。

5 スケジュール（予定）

- | | |
|----------|---------------------|
| 5月13日（月） | 公告日、ホームページへの掲載 |
| 5月24日（金） | 参加申込書の提出期限、質疑受付締め切り |
| 5月31日（金） | 質疑に対する回答 |

7月 1日 (月)	提案書類の提出期限
7月 8日 (月)	プレゼンテーション審査開催通知の発送
7月10日 (水)	プレゼンテーション審査
7月12日 (金)	プレゼンテーション審査結果通知の発送

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 篠栗町競争入札参加有資格者の指名停止の措置要領に基づく指名停止期間中の者でないこと。また、他の地方自治体若しくは国、県から競争入札に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税（法人税、個人にあつては所得税、消費税及び地方消費税）、県税（事業税）及び市町村税を滞納している者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 次のアからカまでのいずれかの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはそのすべての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 個人情報保護方針等を整備し、個人情報を適切に利用し、管理する体制が整っていること。
- (7) 福岡県内に本社、支店、支社等の事務所を開設していること。
- (8) 令和元年度以降、元請として完了・引渡し完了した下記の要件を満たす同種

業務の履行実績を有すること。

- ・最終契約金額が5000万円以上の同種業務であること。

7 現場確認

(1) 実施日時

5月14日 から 5月23日 まで

(2) 実施場所

篠栗町役場 3F

(3) 実施条件

事前に議会事務局まで電話で日時を予約すること。

参加者は6名以内とすること。

簡易な質問以外は受付しない。

8 質疑応答

(1) 提出方法 質疑書をメールで提出すること。

(2) 提出期限 5月24日(金) 15時まで(必着)

(3) 提出先 議会事務局 黒瀬まで E-mail: gikai@town.sasaguri.lg.jp

(4) 回答方法 参加者全員に質疑と回答をメールで送付

(5) 回答日 5月31日(金) 予定

9 参加申込の手続き

(1) 参加申込書等を期限までに持参し、提出すること。

① 参加申込兼誓約書(様式3) ※5月24日まで(メール可)

② 参加認定追加書類(※令和6.7.8年度競争入札参加資格者名簿に登載されていない者のみ) 1部

- ・法人にあつては、履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本)
- ・個人にあつては、身分証明書
- ・法人にあつては、国税(法人税及び消費税)、県税(法人事業税)、市町村税に未納の税額がないことの証明書(特定年度の納税証明ではなく、指定した税金について書類提出時において滞納がないことを証する証明書)
- ・個人にあつては、国税(所得税及び消費税)、県税(個人事業税)、市町村税に未納の税額がないことの証明書(特定年度の納税証明ではなく、指定した税金について書類提出時において滞納がないことを証する証明書)

※その他本町が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

③ 企画提案書 6部 (※提案書作成要領を参照すること。)

④ 見積書及び見積内訳書(様式は任意で可)

※以下の内容ごとに積算根拠を明確にすること。

- ・議場システム更新費
- ・委員会映像機器導入費(3Fフロアの配線を含む)
- ・出退庁表示システムの導入費用(表示モニタと配線も含む)
- ・議会インターネット映像配信業務(初期構築費と年間運用費を分けて記載)

- ・ 参考資料として、導入後のシステム保守費用等ランニングコスト（5年間、ただし1年目の保守費用は無償保証期間とする）
 - ⑤ 令和元年以降の同種業務の施工実績表
 - ⑥ 会社概要（様式は任意で可）
- (2) 提出期限
- 上記① 5月24日（金）15時まで（メール可）
上記①以外 7月1日（月）12時までに持参すること。
- (3) 提出先
- 篠栗町 議会事務局
- (4) 留意事項
- 提出期限内に提案書類を提出しなかった場合や必要書類に不備がある場合、プロポーザルには参加できない。

1.0 提案書作成要領

本プロポーザルの参加者は、別紙1「提案書作成要領」のとおり企画提案書を作成すること。

1.1 審査方法

- ・ 本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書及びプレゼンテーションにより、プロポーザル審査委員会が審査を行う。
 - ・ プレゼンテーションの順番は、企画提案書を本町に提出された順番と同じものとする。
 - ・ 提案の評価基準・項目は、技術点と価格点に分けてそれぞれ評価し、審査委員会合算における最も点数の高い業者を選定する。（別紙2「プロポーザル方式における審査の項目」参照）
- (1) 開催場所 篠栗町役場3F 全員協議会室
- (2) 開会日 7月10日（水）（時間等詳細は後日連絡）
- (3) 審査内容
- 出席者は、1事業者6人以内とする。プレゼンテーションは、1事業者につき45分以内（セッティングに係る時間を除く）で、プレゼンテーション後に質疑応答を15分以内実施する。
- (4) 注意事項
- ・ 詳細は変更の可能性もあるため、プレゼンテーション審査開催通知を必ず確認すること。
 - ・ プレゼンテーションで使用する資料は、提出された提案書のみとする。提案書にない追加提案や追加資料の配付は不可とする。
 - ・ 机、いす、電源、プロジェクター、スクリーンは用意するが、その他の機材等は事業者で用意すること。

1.3 審査基準

提出された提案書類及びプレゼンテーションについて、審査の基準に基づき、プロポーザル審査委員会が審査し、合計点の高い順に順位を付け、1者を選定する。審査の基準については、別紙2「審査基準」を参照のこと。

1.4 情報公開及び提供

本町は企画提案者から提出された企画提案書等について、篠栗町情報公開条例（平成13年条例第23号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

1.5 参加辞退の場合

表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかにその旨を担当課あてに通知すること。（様式は任意）

1.6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 価格見積書の金額が上記「3 予算額（提案上限額）」を超過した場合

1.7 その他

(1) 本プロポーザルへの参加に係る諸経費等は、事業者の負担とする。

(2) 緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を本町に請求することはできない

(3) 提出された書類等は返却しない。

(4) 必要に応じ、書面内容等の確認のためヒアリングや書類の追加提出等を求める場合がある。

(5) 申請者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

1.8 問い合わせ先

〒811-2492 福岡県糟屋郡篠栗町中央一丁目1番1号
篠栗町議会事務局 担当 黒瀬

TEL : 092-947-1390

FAX : 092-947-7977

Mail : gikai@town.sasaguri.lg.jp

別紙1「提案書作成要領」

議会議場等システム更新業務 提案書作成要領

- (1) 用紙はA4サイズ横使いとし、原則として、表紙を含めて60ページ以内で片面印刷、長辺とじであれば、様式は任意で可。
- (2) 仕様書を参考に、次の項目を網羅した内容で作成すること。わかりやすく簡潔な表現を用い、専門家でなくても理解できる内容とすること。

	記載項目	評価項目	内 容
1	会社概要 導入実績	本業務遂行に関する信頼 性や実績の有無	本業務と同種の業務実績及び議会運 営に関わるその他業務の実績につい て自治体名や内容等を記載すること。
2	実施体制	実施体制	本業務の実施体制を具体的に示すこ と。また、障害発生時の報告体制を示 すこと。
3	基本方針	基本方針及び実施方法	本業務受託における基本方針を具体 的に示すこと。
4	システム要件	議場システム 委員会映像機器 その他	仕様書に記載された各機能の実現方 法を具体的に示すこと。
5	導入機器	導入機器	選定した機器及び選定した理由など を示すこと。
6	運用保守サポー ト	保守運用について 障害発生時の対応など	システム構築後の運用保守について や、障害が発生した場合の対応につい て、具体的に示すこと。
7	研修	研修の実施方法	職員に対するシステム操作研修につ いて具体的に示すこと。
8	スケジュール	導入スケジュール	稼働までの具体的なスケジュールを 示すこと。
9	その他	発展性や将来性 追加提案など	その他独自のセールスポイント、将来 的な拡張性や改善点等を具体的に示 すこと。

別紙2「審査基準」

議会議場等システム更新業務 候補者選定に係る審査基準

委託候補者の決定にあたっては、最適な事業者を選定するため、業務提案内容等の評価点に、見積額の評価点を加算した総合評価点が最も高いプロポーザル参加事業者を最適格者（契約の第1位候補者）とする。最高得点者が2者以上ある場合は、委員の評価順位において最も上位とした委員が多い事業者を最適格者（契約の第1位候補者）とする。

1. 評価基準

(1) 提案内容の評価（内容点）

業務提案書、プレゼンテーション等の内容について、次の表に基づく評価により「内容点」を付与する。

	評価項目	配点
1	会社概要・導入実績	20
2	実施体制	20
3	基本方針	20
4	システム要件	50
5	導入機器	30
6	運用保守サポート	20
7	研修	10
8	スケジュール	10
9	その他	20
	合計	200

内容点の満点は1,000点（200点/人×選定委員5人）とする。

(2) 見積額の評価（価格点）

見積額の評価点については、以下の計算式に基づき算出し、「価格点」を付与する。価格点の満点は100点とする。

価格点 = 100（点） × 全提案のうち最も低い見積額 / 当該提案者の見積額
※有効桁数は小数点第1位とし、小数点第2位以下は四捨五入する。

(3) 総合評価（総合点）

(1) の内容点と (2) の価格点の合計点数を「総合点」とする。

総合点 = (1) 内容点 + (2) 価格点

※総合点の満点は1,100点とする。